

# 農業経営基盤強化準備金

## ～農業者向け Q&A～

### 【一般編】

- Q 1 … 農業経営基盤強化準備金制度とは何ですか。
- Q 2 … 農業経営基盤強化準備金制度の仕組みは何ですか。
- Q 3 … 農業経営基盤強化準備金は誰でも活用できるのですか。
- Q 4 … 農業経営基盤強化準備金はどのようなものに使えるのですか。

### 【積立編】

- Q 5 … 準備金を積み立てたいのですが、どのように行えばよいのですか。
- Q 6 … 準備金の積立てに関する農林水産大臣の証明書の交付を申請したいのですが、どのような書類が必要ですか。
- Q 7 … 申請書類はどのように書けばよいのですか。相談先はどこになるのですか。
- Q 8 … 農業経営基盤強化準備金として積み立てられる交付金は、どのような交付金ですか。
- Q 9 … 準備金を積み立てたいのですが、農業経営改善計画をいつまでに作成すればよいのですか。
- Q 10 … 準備金を積み立てたいのですが、青色申告をするために必要な手続きはありますか。
- Q 11 … 準備金を積み立てたいのですが、農林水産大臣の証明書の申請はいつまでに行えばよいのですか。
- Q 12 … 準備金を積み立てたいのですが、いくらまで積み立てられますか。
- Q 13 … 準備金を積み立てましたが、どのように経理しますか。
- Q 14 … 農業経営基盤強化準備金の積立てと取崩しを同時に行うことは可能ですか。
- Q 15 … 農業経営基盤強化準備金はどのような場合に取り崩すのですか。

### 【取得編】

- Q 16 … 農業用機械を取得しました。農林水産大臣の証明書の交付を申請したいのですが、どのような書類が必要ですか。
- Q 17 … 農業用建物を取得しました。農林水産大臣の証明書の交付を申請したいのですが、どのような書類が必要ですか。
- Q 18 … 申請書類はどのように書けばよいのですか。
- Q 19 … 当該年の交付金を農業用機械の取得に充てた場合、圧縮記帳の対象とすることは可能ですか。
- Q 20 … 農業用機械をリース事業により取得しましたが、対象となりますか。
- Q 21 … 準備金を取り崩し、農業用機械を取得しました。圧縮記帳を含めどのように経理しますか。

**【電子申請編】**

- Q22… 農業経営基盤強化準備金制度は電子での申請が可能ですか。
- Q23… 電子申請を行うための事前準備はありますか。
- Q24… 電子申請を行うメリットはありますか。

## 【一般編】

**Q 1 農業経営基盤強化準備金制度とは何ですか。**

**A** 経営所得安定対策等の交付金を有効活用して計画的に農業経営の基盤強化の取組を支援するため、税制上の特例措置として、「農業経営基盤強化準備金制度」が措置されています。

**Q 2 農業経営基盤強化準備金制度の仕組みは何ですか。**

**A 農業経営基盤強化準備金制度は、**

- ① 認定農業者等が経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、準備金として積み立てた場合、必要経費に算入できる
- ② この計画により積み立てた準備金や、受領した交付金をそのまま用いて農用地や農業用の建物・機械等を取得した場合に、必要経費に算入（圧縮記帳）できる制度です。

**Q 3 農業経営基盤強化準備金制度は誰でも活用できるのですか。**

**A 準備金の対象となるのは、経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた者であり、かつ、青色申告により確定申告をする次の方となります。**

- ① 認定農業者（個人・農地所有適格法人）
- ② 認定新規就農者（個人）

**Q 4 農業経営基盤強化準備金はどのように使えるのですか。**

**A 農業経営基盤強化準備金制度の対象となる資産は以下のとおりです。**

- ① 農用地（農地、採草放牧地）
- ② 農業用の建物（建物附属設備を含む）
- ③ 農業用の構築物
- ④ 農業用の設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア）

※ 対象となる資産例は別表を参照してください。

※ 農業経営改善計画に取得する資産を記載すれば準備金を積み立てられるということではありませんのでご注意ください。

## 【積立編】

**Q5** 準備金を積み立てたいのですが、どのように行えばよいのですか。

- A** 農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合は、確定申告書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。その手続は以下のとおりです。
- ① 証明書の申請…管轄する県域拠点等に申請してください。
  - ② 証明書の交付…申請受付後、3週間(標準処理期間)内を目処に交付されます。

**Q6** 準備金の積立てに関する農林水産大臣の証明書の交付を申請したいのですが、どのような書類が必要ですか。

- A** 農林水産大臣の証明書を申請するためには、以下の書類が必要となります。
- ① 農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書（別記様式第1号）
  - ② 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書（別記様式第5号）
  - ③ 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書等の写し
  - ④ 対象交付金の交付決定通知書の写し
  - ⑤ 2度目以降の積立の場合、前年から繰り越された準備金の金額を証する書類（前年の青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）等）
- ※ 別添「農業経営基盤強化準備金積み立ての申請に係るチェックリスト」を参照してください。

**Q7** 申請書類はどのように書けばよいのですか。相談先はどこになるのですか。

- A** 「農業経営基盤強化準備金積み立ての申請の手引き」を参考に記入してください。もし、不明な点がある場合はお住まいの地域を管轄する県域拠点、地方農政局等へご相談ください。

**Q8** 農業経営基盤強化準備金として積み立てられる交付金は、どのような交付金が対象ですか。

- A** 準備金の対象となる交付金は以下のものに限られています。これら以外の交付金は準備金の対象となりませんのでご注意ください。
- ① 畑作物の直接支払交付金（面積払、数量払）…ゲタ対策
  - ② 収入減少影響緩和交付金…ナラシ対策（交付に伴う積立金の返納額は対象外）
  - ③ 水田活用の直接支払交付金

**Q9** 準備金を積み立てたいのですが、農業経営改善計画をいつまでに作成すればよいのですか。

**A** 農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合は、確定申告書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。

このため、積み立てる年の末（当該年中に証明書を申請する場合は申請する時）までに、農業経営改善計画を作成し、市町村（農業経営を営む区域が複数市町村にまたがる場合は、都道府県又は国）の認定を受ける必要があります。認定庁によって認定に要する期間に差があるため、申請前に事前に該当認定庁にご確認ください。

**Q10** 準備金を積み立てたいのですが、青色申告をするために必要な手続きはありますか。

**A** 青色申告を行うためには、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出し、税務署長の承認を受ける必要があります。申請書類等については、最寄りの税務署にご相談ください。

**【参考】**

その年の1月1日から記帳を行います。

申請書を提出した場合、その年の12月31日までに税務署から承認の通知がない場合でも、自動的に青色申告の承認があったものとみなされます。なお、その年の1月16日以後新たに開業した人は、開業の日から2ヶ月以内に申請すればよいこととなっています。

**Q11** 準備金を積み立てたいのですが、農林水産大臣の証明書の申請はいつまでに行えばよいのですか。

**A** 農林水産大臣の証明書の申請についての標準処理期間は申請受付後3週間と定めていますので、確定申告期限の3週間より前には、県域拠点又は地方農政局等に申請書を提出してください。

**【参考】**

確定申告書の提出期限

- ・個人…翌年の3月15日
- ・法人…各事業年度終了の日の翌日から2月以内

## Q12 準備金を積み立てたいのですが、いくらまで積み立てられますか。

**A** その年の農業経営基盤強化準備金の積立ての上限は、次のいずれか少ない金額以下の金額となります。

- ① その年に受領した経営所得安定対策等に係る交付金の額のうち、農業経営改善計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるために積み立てようとする金額
- ② その年における所得の金額

なお、準備金の積立累計額は、大臣証明申請書（別記様式第5号）に記載する準備金の対象となる固定資産の所要額を上回ることはできませんのでご注意ください。

## Q13 準備金を積み立てましたが、どのように経理しますか。

**A** 準備金を積み立てた場合には、以下のように仕分けを行います。

（例）準備金 1,000,000 円を積み立てる場合。

（借）農業経営基盤強化準備金繰入 1,000,000 円 （貸）農業経営基盤強化準備金 1,000,000 円

## Q14 農業経営基盤強化準備金の積立てと取崩しを同時に行うことは可能ですか。

**A** 農業経営基盤強化準備金の積立てと取崩しは別々であるため、同時に行うことが可能です。

## Q15 農業経営基盤強化準備金はどのような場合に取り崩すのですか。

**A** 農業経営基盤強化準備金を取り崩す場合は以下のとおりです。

- ① 認定農業者等に該当しないこととなった場合
- ② 農用地等（Q4の資産）の取得等をした場合
  - ア 認定計画等の定めるところにより農用地等の取得をした場合
  - イ 認定計画等に記載のない農用地等（農業用の器具及び備品、ソフトウエアを除く）を取得した場合
- ③ 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合
- ④ 青色申告書の提出の承認を取り消された場合
- ⑤ 青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した場合

## 【取 得 編】

**Q16 農業用機械を取得しました。農林水産大臣の証明書の交付を申請したいのですが、どのような書類が必要ですか。**

**A 農林水産大臣の証明書を申請するためには、以下の書類が必要となります。**

- ① 農用地等を取得した場合の証明申請書（別記様式第3号）
- ② 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書（別記様式第5号）
- ③ 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書等の写し
- ④ 対象交付金の交付決定通知書の写し
- ⑤ 前年から繰り越された準備金の金額を証する書類（前年の青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）等 ※はじめて申請する場合は不要）
- ⑥ 領収書（支払と引渡が同日の場合）又は納品書（支払と引渡が別日の場合）

※別添「必要書類チェックリスト」を参照してください。

**Q17 農業用建物を取得しました。農林水産大臣の証明書の交付を申請したいのですが、どのような書類が必要ですか。**

**A 農林水産大臣の証明書を申請するためには、以下の書類が必要となります。**

- ① 農用地等を取得した場合の証明申請書（別記様式第3号）
- ② 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書（別記様式第5号）
- ③ 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書等の写し
- ④ 対象交付金の交付決定通知書の写し
- ⑤ 前年から繰り越された準備金の金額を証する書類（前年の青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）等）
- ⑥ 建物を取得したことを証明する以下の書類（次のうちいずれか）
  - ア 建物登記簿（全部事項証明書）
  - イ 建築確認済証
  - ウ 檢査済証
  - エ 建築工事届
  - オ 固定資産課税台帳登録事項等証明書
  - カ 市町村による任意の証明
- ⑦ 農振法の農用地区域内の農業用施設用地に所在することを証明する書類
- ⑧ 取得金額を証明する書類（上記の書類で取得金額が不明の場合、次のうちいずれか）
  - ア 売買契約書
  - イ 領収書 等

※ 別添「農業経営基盤強化準備金で取得する場合の申請に係るチェックリスト」を参照してください。

**Q18 申請書類はどのように書けばよいのですか。**

**A** 「農業経営基盤強化準備金で取得する場合の申請の手引き」を参考に記入してください。もし、不明な点がある場合はお住まいの地域を管轄する県域拠点、地方農政局等へご相談ください。

**Q19 当該年の交付金で農業用機械を取得した場合、圧縮記帳の対象とは可能ですか。**

**A** 当該年に受領した交付金で農業用固定資産の取得を行った場合でも圧縮記帳の対象とすることができます。

本特例は、次のいずれか少ない金額以下の金額を圧縮記帳することができます。ただし、取得した固定資産の価額が上限となります。

- ① アとイのうち農業経営改善計画等に基づき、農業用固定資産の取得に充てた金額の合計額
  - ア 農業経営基盤強化準備金の取崩額
  - イ 取得した年（事業年度）の交付金の受領額
- ② その年（事業年度）における所得の金額

**Q20 農業用機械をリース事業により取得しましたが、対象となりますか。**

**A** 農業用機械をリースにより取得した場合ですが、リース取引の種類によって次のとおり扱いが変わります。

**① 所有権移転ファイナンスリースの場合**

取得となりますので、農業経営基盤強化準備金制度の対象となります。

この場合、取得額は契約時の総額となります。取得時に取得のための国庫補助金等がある場合は国庫補助金相当額を控除した額が取得額とみなされます。

**② 所有権移転外ファイナンスリースの場合**

通常、賃貸借での経理処理が一般的となります。取得したことにはなりません。したがって、農業経営基盤強化準備金制度の対象外となります。

**③ オペレーティングリースの場合**

賃貸借となります。取得したことにはなりません。したがって、農業経営基盤強化準備金制度の対象外となります。

**Q21** 準備金を取り崩し、農業用機械を取得しました。圧縮記帳を含めどのように経理しますか。

**A** 準備金を取り崩し、農業用機械を取得した場合には、以下のように仕分けを行います。

(例) 準備金を活用し、新品の田植機を 1,000,000 円で購入した場合。

(借) 農業経営基盤強化準備金 1,000,000 円 (貸) 農業経営基盤強化準備金戻入 1,000,000 円  
固定資産圧縮損 1,000,000 円 機械装置 (田植機) 1,000,000 円

## 【電子申請編】

**Q22 農業経営基盤強化準備金制度は電子での申請が可能ですか。**

**A 農業経営基盤強化準備金制度は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）から電子での申請が可能です。**

**Q23 電子申請を行うための事前準備はありますか。**

**A 電子申請を行う前に、アカウント（gBizID）の取得が必要になります。取得したアカウントを用いて、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）にログインすることで、申請手続を行えます。**  
アカウントの取得方法に関しては、以下の URL から eMAFF ポータルにアクセスして、「はじめての方へ」をクリックして下さい。

<https://e.maff.go.jp/guestPortal>（ポータル | 農林水産省共通申請サービス（maff.go.jp））

**Q24 電子申請を行うメリットはありますか。**

**A 電子申請を行うことで、様々なメリットを受けられます。**

- ① 申請のたびに役所まで移動する必要がなくなる
- ② いつでも申請できる
- ③ 証明書の交付申請の際に添付する書類の省略ができる場合がある
- ④ e-TAX に添付する証明書の電子ファイルが手に入る
- ⑤ 過去の申請からデータを読み込むことができるため、入力を一部省略できる 等

※ 電子申請について、不明な点がある場合は、お住まいの地域を管轄する県域拠点、地方農政局等へご相談ください。

# 農業経営基盤強化準備金制度対象資産例

<b>I 農用地</b>	
田、畠、樹園地、採草放牧地	
<b>II 機械及び装置</b>	
<b>1. 電動機、内燃機関、ボイラー、ポンプ</b>	<b>2. トラクター</b>
ガソリン機関、ディーゼル機関、発電機、ポンプなど	乗用トラクター、歩行用トラクター など
<b>3. 耕うん整地用機具、耕土造成改良機具</b>	<b>4. 防除用機具</b>
プラウ、レベラー、ロータリー、ハロー、あぜ塗機、代搔き機、ブルドーザー、パワーショベル、ショベルローダー など	散粉機、噴霧機、土壤消毒機、自動防除システム、農業用無人ヘリコプター、農業用ドローン など
<b>5. 栽培用機具</b>	<b>6. 収穫調製用機具</b>
<播種・施肥関係> 播種機、施肥機、散布機、播種プラント など <育苗関係> 田植機、移植機、育苗器 など <その他> 乗用管理機、マルチヤー、かん水装置、養液栽培装置 など	<穀類> コンバイン、乾燥機、石抜機、荷受ホッパー など <飼料作物> モア、テッダー、レーキ、ハーベスター など <野菜、花き、果樹> 収穫機、洗浄機、計量・結束・包装機 など <その他> 自動計量装置、種子貯蔵設備 など
<b>7. 農産物処理加工用機具</b>	<b>8. 家畜飼養管理用機具</b>
選果機、選別機、ワックス処理機 など	自動給じ機、搾乳機、ふ卵機、保温機、飼料配合機 など
<b>9. 運搬用機具</b>	<b>10. その他の機具</b>
運搬機、トレーラー、リフター、コンテナローダー など	鳥獣害防止用威嚇機、ガード、ネット、発光機、忌避機 など
<b>III 器具及び備品</b>	
ビニールハウス（構築物でないもの）、農作業管理等用電子計算機、農業用測定機器、低温貯蔵庫 など	
<b>IV 建物及び附属設備</b>	
<b>1. 建物</b>	<b>2. 建物附属設備</b>
農産物集出荷調整施設、農機具収納施設、畜舎 など	電気・照明設備、給排水設備、ガス設備、消火設備 など ※建物と同時取得の場合に対象。
<b>V 構築物</b>	
温室、ビニールハウス（器具及び備品でないもの）、果樹棚、用水路、暗きょ、農用井戸、野生動物用防護柵 など	
<b>VI ソフトウェア</b>	
農作業管理ソフト、残留農薬測定用解析ソフト、圃場管理用システム など	

※ トラックやフォークリフトなどの車両は対象外です。

## 農業経営基盤強化準備金の積立ての場合の申請に係るチェックリスト

住所又は所在地： 屋号又は法人名： 氏名又は代表者氏名：	電話： E-mail：
------------------------------------	----------------

各チェックポイントを確認の上、「チェック（申請者）」及び「提出書類」の□枠にチェックを入れて提出してください。

必要となる書類	チェックポイント	チェック (申請者)	チェック (担当者)
○農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書 (別記様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出年月日、住所氏名等の欄は記入されていますか。</li> <li>個人・法人の該当する条文には○が付けてありますか。</li> <li>「適用を受けようとする年分等」欄は記入されていますか。</li> <li>「認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額」欄は記入されていますか。誤った金額になっていませんか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○農業経営基盤強化準備金に関する計画兼実績報告書 (別記様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出年月日、住所、氏名等の欄は記入されていますか。</li> <li>「地域計画の農業を担う者」又は「人・農地プランの中心経営体」の□にチェックが付いていますか。「地域計画等の市町村名（地域名又は地区名）」欄が記入されていますか。</li> <li>「農用地等の取得計画」及び「農業経営基盤強化準備金の積立状況」欄は記入されていますか。</li> <li>農業経営改善計画の内容と合っていますか。</li> <li>取得計画の農業用機械・施設等の1単位当たりの所要額は30万円以上ですか。</li> <li>当該年の「準備金として積み立てた金額」は様式第1号の金額と一致していますか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書の写し（又は青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書の写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に有効期間は過ぎていませんか。</li> <li>取得予定の農用地等の資産は記入されていますか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○対象交付金の交付決定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年に交付された交付決定通知書ではありませんか。</li> <li>対象とならない交付金ではありませんか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>2度目以降の場合</b>			
○前年から繰り越された準備金の金額を証する書類 (前年の青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第5号の「農業経営基盤強化準備金の積立状況」欄の前年の準備金積立額【10】、準備金取崩額【11】、期末準備金残高実績【14】と一致していますか。</li> </ul> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年の青色申告決算書（損益計算書、貸借対照表） <input type="checkbox"/></li> <li>農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書 <input type="checkbox"/></li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 農業経営基盤強化準備金で取得する場合の申請に係るチェックリスト

住所又は所在地： 屋号又は法人名： 氏名又は代表者氏名：	電話： E-mail：
------------------------------------	----------------

各チェックポイントを確認の上、「チェック（申請者）」及び「提出書類」の□枠にチェックを入れて提出してください。

必要となる書類	チェックポイント	チェック (申請者)	チェック (担当者)
○農用地等を取得した場合の 証明申請書 (別記様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出年月日、住所氏名等の欄は記入されていますか。</li> <li>個人・法人の該当する条文には○が付けてありますか。</li> <li>「適用を受けようとする年分等」欄は記入されていますか。</li> <li>「農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額」欄や「取得又は製作若しくは建設をした農用地等」欄は記入されていますか。誤った金額や取得等年月日になってしまいませんか。</li> <li>農業用機械・施設等の1単位当たりの取得額は30万円以上ですか。(R5.4以降の取得に限る)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○農業経営基盤強化準備金に 関する計画兼実績報告書 (別記様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出年月日、住所、氏名等の欄は記入されていますか。</li> <li>「地域計画の農業を担う者」又は「人・農地プランの中心経営体」の□にチェックが付いていますか。「地域計画等の市町村名（地域名又は地区名）」欄が記入されていますか。</li> <li>「農用地等の取得計画」及び「農業経営基盤強化準備金の積立状況」欄は記入されていますか。</li> <li>農業経営改善計画の内容と合っていますか。</li> <li>取得計画の農業用機械・施設等の1単位当たりの所要額は30万円以上ですか。(R5.4以降の取得計画に限る)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○農業経営改善計画認定申請 書及び農業経営改善計画認 定書の写し（又は青年等就 農計画認定申請書及び青年 等就農計画認定書の写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に有効期間は過ぎていませんか。</li> <li>取得した農用地等の資産は記入されていますか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○対象交付金の交付決定通知 書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年に交付された交付決定通知書ではありませんか。</li> <li>対象とならない交付金ではありませんか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○前年から繰り越された準備金の 金額を証する書類 (前年の青色申告決算書（貸借対照表、 損益計算書）)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第5号の「農業経営基盤強化準備金の積立状況」欄の申請前年の準備金積立額【10】、準備金取崩額【11】、期末準備金残高実績【14】と一致していますか。</li> </ul> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年の青色申告決算書（損益計算書、貸借対照表） <input type="checkbox"/></li> <li>農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する 明細書 <input type="checkbox"/></li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○農用地等を取得したことを証する書類			
<b>農用地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のうちいずれか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地登記簿（全部事項証明書）</li> <li>・売買契約書</li> <li>・農用地利用集積計画の写し</li> </ul> </li> <li>● 領収書           <p>（上記書類で金額が確認できない場合に別途必要）</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類により農用地の取得日及び金額が確認できていますか。</li> </ul> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地登記簿 <input type="checkbox"/></li> <li>・売買契約書 <input type="checkbox"/></li> <li>・農用地利用集積計画の写し <input type="checkbox"/></li> <li>・領収書 <input type="checkbox"/></li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>機械、器具、構築物等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支払と引渡が同日の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書</li> </ul> </li> <li>● 支払と引渡が別日の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品書</li> </ul> </li> <li>● 領収書や納品書が提出できない場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売証明書</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類により機械等の種類、取得日及び金額が確認できていますか。</li> </ul> <p>※1つの書類で取得した物、金額、日付が確認できない場合、追加で別の書類を提出していただく場合があります。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書 <input type="checkbox"/></li> <li>・納品書 <input type="checkbox"/></li> <li>・販売証明書 <input type="checkbox"/></li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>建物</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物を取得したことを証明する以下の書類           <p>（次のうちいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物登記簿（全部事項証明書）</li> <li>・建物建築確認済証</li> <li>・検査済証</li> <li>・建築工事届</li> <li>・固定資産課税台帳登録事項等証明書</li> </ul> </li> <li>● 農振法の農業用施設用地に所在することを証明する書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が証明する農業用施設用地に所在することを証明する書類</li> </ul> </li> <li>● 取得金額を証明する書類（上記の書類で取得金額が不明の場合、次のうちいずれか）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書</li> <li>・領収書 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類により建物の取得日及び金額が確認できていますか。</li> </ul> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物登記簿 <input type="checkbox"/></li> <li>・建物建築確認済証 <input type="checkbox"/></li> <li>・検査済証 <input type="checkbox"/></li> <li>・建築工事届 <input type="checkbox"/></li> <li>・固定資産課税台帳登録事項等証明書 <input type="checkbox"/></li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類により建物が農業用施設用地に所在することが確認できていますか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書 <input type="checkbox"/></li> <li>・領収書 <input type="checkbox"/></li> <li>・その他（ ） <input type="checkbox"/></li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

農政局等名	都道府県	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
北海道	北海道	北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	011-330-8809
		北海道農政事務所札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8821
		北海道農政事務所函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
		北海道農政事務所旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
		北海道農政事務所釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047
		北海道農政事務所帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
		北海道農政事務所北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北	東北農政局経営・事業支援部担い手育成課		
	青森県	東北農政局青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県	東北農政局岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県	東北農政局宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県	東北農政局秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県	東北農政局山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県	東北農政局福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
関東	関東農政局経営・事業支援部担い手育成課		
	茨城県	関東農政局茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県	関東農政局栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県	関東農政局群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県	関東農政局埼玉県拠点地方参事官室	048-740-0439
	千葉県	関東農政局千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都	関東農政局東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県	関東農政局神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県	関東農政局山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県	関東農政局长野県拠点地方参事官室	026-234-5575
北陸	静岡県	関東農政局静岡県拠点地方参事官室	054-246-6121
	北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課		
	新潟県	北陸農政局新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
	富山県	北陸農政局富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
東海	石川県	北陸農政局石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
	福井県	北陸農政局福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619
	東海農政局経営・事業支援部担い手育成課		
	岐阜県	東海農政局岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県	東海農政局愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県	東海農政局三重県拠点地方参事官室	059-228-3199

農政局等名	都道府県	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課			075-451-9161 (内線2716)
近畿	滋賀県	近畿農政局滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府	近畿農政局京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府	近畿農政局大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県	近畿農政局兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県	近畿農政局奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県	近畿農政局和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課			086-224-4511 (内線2193)
中四	鳥取県	中国四国農政局鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県	中国四国農政局島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県	中国四国農政局岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県	中国四国農政局広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県	中国四国農政局山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県	中国四国農政局徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県	中国四国農政局香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県	中国四国農政局愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県	中国四国農政局高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課			096-211-9111 (内線4374)
九州	福岡県	九州農政局福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
	佐賀県	九州農政局佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
	長崎県	九州農政局長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
	熊本県	九州農政局熊本県拠点地方参事官室	096-211-9336
	大分県	九州農政局大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
	宮崎県	九州農政局宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
	鹿児島県	九州農政局鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
沖縄	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628